

Ⅱ章 景観形成の方針

1. 景観形成の方針

(1) 将来像

- 都市計画マスタープランでの将来像

みどり豊かな健康文化都市・豊見城

(サブテーマ)

すべての住民が安心して生き生きと暮らせる・活力と賑わいのある街

- みどりの基本計画での将来像

自然のみどりが水辺や丘をやさしく緑どり、ふるさとのみどり・くらしのみどりが地域を包み込んで彩りを加え、並木道のみどりが緑陰を広げる潤いのあるまち・とみぐすく

- 第4次豊見城市総合計画での将来像



ひと・そら・みどり がつなく
とよ
響むまち とみぐすく

ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き！」
そう実感できる 響むまち とみぐすく を目指します！

などいずれも共通のテーマ「豊かなみどり」と「豊見城に対する市民の思い」が将来像として掲げられています。

良好な景観の形成は、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが求められます。みどりあふれる景観まちづくりをとおして本市への愛着や誇りを育むことを目指し、本計画における将来像を以下のように定めます。

愛着と誇り みんなで育みつなく わったあ〜^{とみぐすく}豊見城の景観まちづくり！

(2) 景観まちづくりの目標

将来像を踏まえ、豊見城市の景観まちづくりの4つの目標を設定します。

豊見城を育んだ緑、水、土を守り、いかす景観まちづくり

緑の丘陵や海・川の水辺といった、緑・水辺景観を次世代へと伝えていきます。

豊見城の歴史文化を受け継ぐ景観まちづくり

文化財や祖先から受け継いだ歴史文化資源を大切に、まちやくらしのなかで受け継いでいきます。

みんなで磨く、市民が参画する景観まちづくり

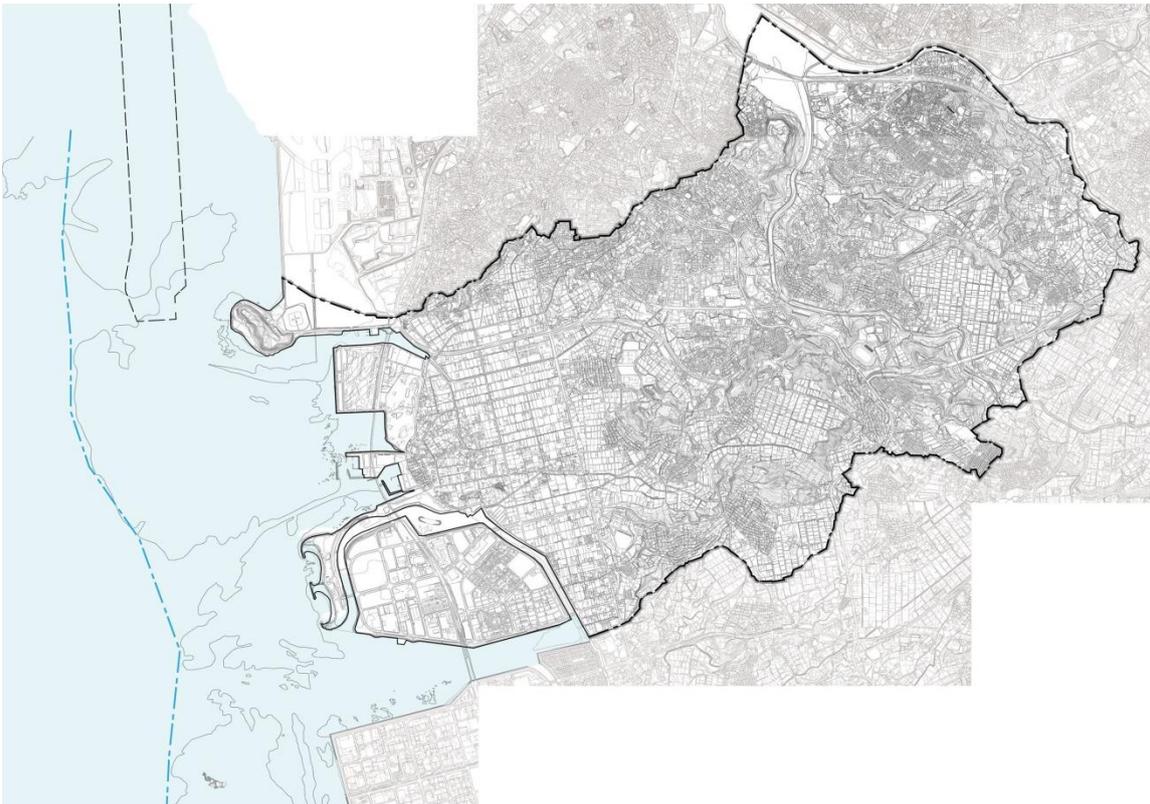
暮らしやすいまち豊見城。市民が身の回りを少しずつ整えることでさらに磨いていきます。

魅力と活気ある交流空間の景観まちづくり

人の集う交流空間の整備にあたっては積極的に、魅力、活気、そして品格を備えた景観を創出します。

(3) 景観計画区域

景観法第8条2項に定める景観計画区域として、市全域（約19.45k㎡）及びサンゴ礁の発達する海域、干潟、浅瀬を定めます。



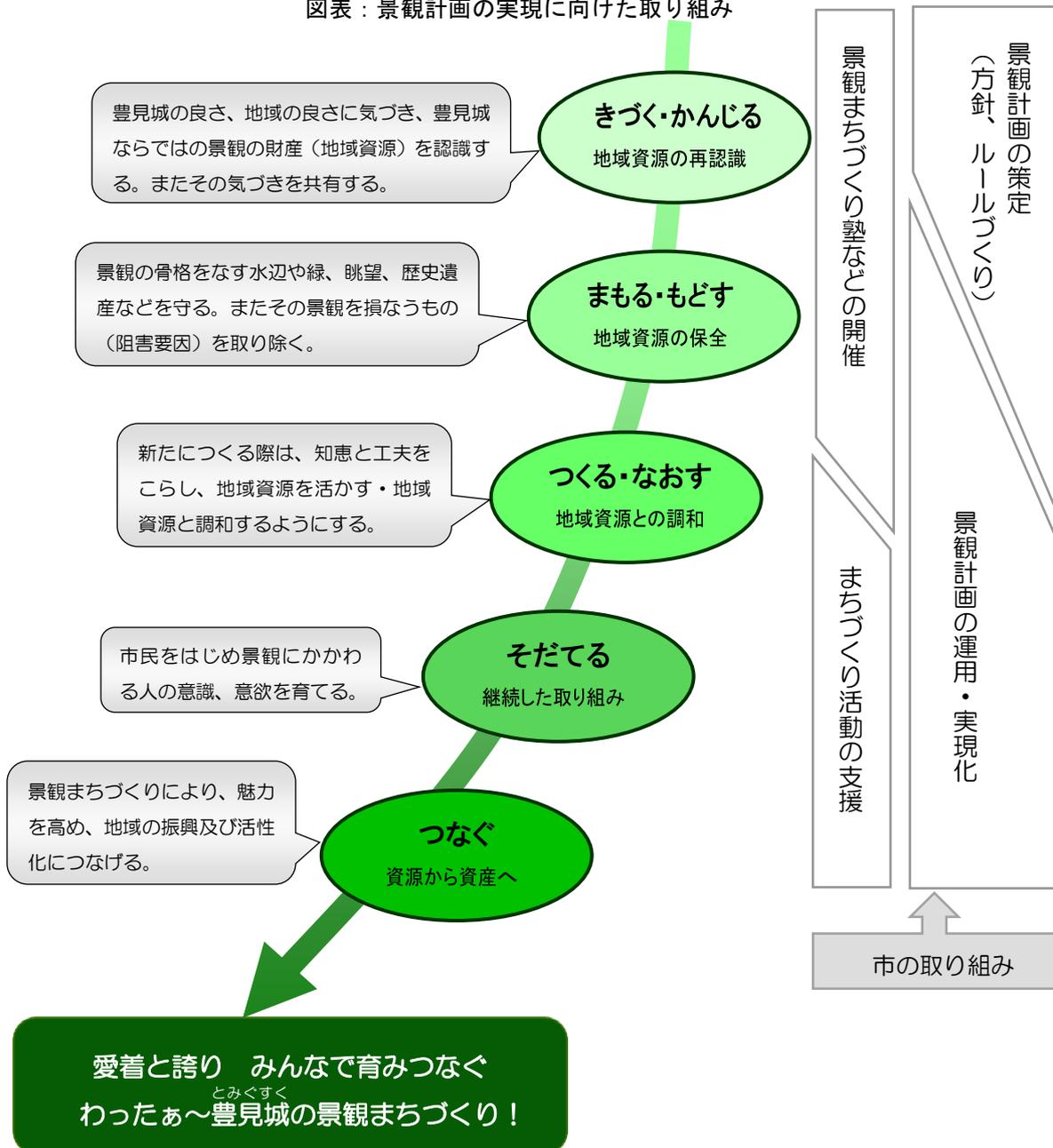
(4) 目標を実現するための取り組み方針

本市の景観まちづくりは、まだ緒についたばかりです。実現に向けては、段階を経た取り組みが必要です。

ステップ1《きづく・かんじる》では、まず豊見城の景観のよさや課題に気づくことから始まります。本市の景観に日々接する市民・事業者・行政が気づき、共有することが大切です。このベースがあってこそ、地域の景観資源を守るステップ2《まもる・もどす》ことが可能になります。また新たに創出するものをいかに地域にふさわしくつくるステップ3《つくる・なおす》の土台になります。

さらに、景観は一朝一夕でできるものではありません。10年、50年と長期に取り組むものと考えれば、継続していくための人づくりステップ4《そだてる》や、景観整備の成果を眼に見えるものにしていくステップ5《つなぐ》も大切です。

図表：景観計画の実現に向けた取り組み



また、景観まちづくりは市民、事業者、行政が共に取り組むことで実現されます。ここでは、各主体の取り組み方針を次のように定めます。

市民の取り組み

- 地域の景観やその基盤をなす歴史や自然を知り、大切に次代に受け継ぎます。【きづく・かんじる/まもる・もどす/つくる・なおす】
 - 自らの地域の歴史や自然、地域資源や祭事などを学び、守り伝える
- 身近な空間を心地よく整えます。【まもる・もどす/つくる・なおす】
 - すまいは風土や周囲のまちなみに合った姿とする。また緑化、美化により互いに心地よく住みやすいまちづくりに努める
- 景観まちづくりを理解し取り組みます。【つくる・なおす/そだてる/つなぐ】
 - 地域資源や地域の公共空間（広場や道など）の魅力向上・活用に取り組む
 - 景観まちづくりへの提案、景観協定や協議会ほか、まちづくり活動を展開する

事業者の取り組み

- 地域の景観やその基盤をなす歴史や自然を理解し、尊重します。【きづく・かんじる/まもる・もどす】
 - 事業所等の立地する場所について、地域性に配慮する
- 事業所等の建設や運営にあたり、美しいまちなみの形成に努めます。【まもる・もどす/つくる・なおす】
 - 景観計画や基準を遵守し、地域らしさやまちなみの魅力を率先してつくる
- 地域の景観まちづくりに参加し、ともに取り組みます。【つくる・なおす/そだてる/つなぐ】
 - 地域資源を活かした景観まちづくり、地域活性化に参加し、共存共栄を図る

行政の取り組み

- 景観資源や景観まちづくりについて市民・事業者にも周知を図ります。【きづく・かんじる】
 - 継続的に景観や地域のよさを学ぶ機会を設け、景観まちづくりを広める
- 豊見城らしい良好な景観形成の誘導を推進します。【まもる・もどす/つくる・なおす】
 - 公共事業については積極的な景観まちづくりを行う
 - 市民・事業者の建築行為等に際しての景観サポート体制を充実させる
- 市民・事業者が主体となった景観まちづくりを促進する仕組みをつくります。【そだてる/つなぐ】
 - 景観まちづくり活動支援、人材育成などの制度を設け、運用する

2 地区別景観形成方針

(1) 地区区分

景観は、その地域のなりたちや人の営みに応じて育まれてきたものです。景観まちづくりは、地域の特性に応じたものでなければなりません。地域の特性を活かしメリハリのある景観を形成していくために、本計画では、土地利用を基に以下のように類型化し、区分ごとに景観まちづくりの方針を定めます。

①骨格軸の類型

本市の景観の骨格を構成しているのが、緑の景、水の景（緑・水辺の景観）と道の景（幹線軸）です。

緑の景、水景の中には、本市の重要なランドマーク・地域の景観のよりどころとなる拠点的要素も含まれています。また、道の景は、日常多くの人の目に触れて本市の景観の認識に大きく関わっています。

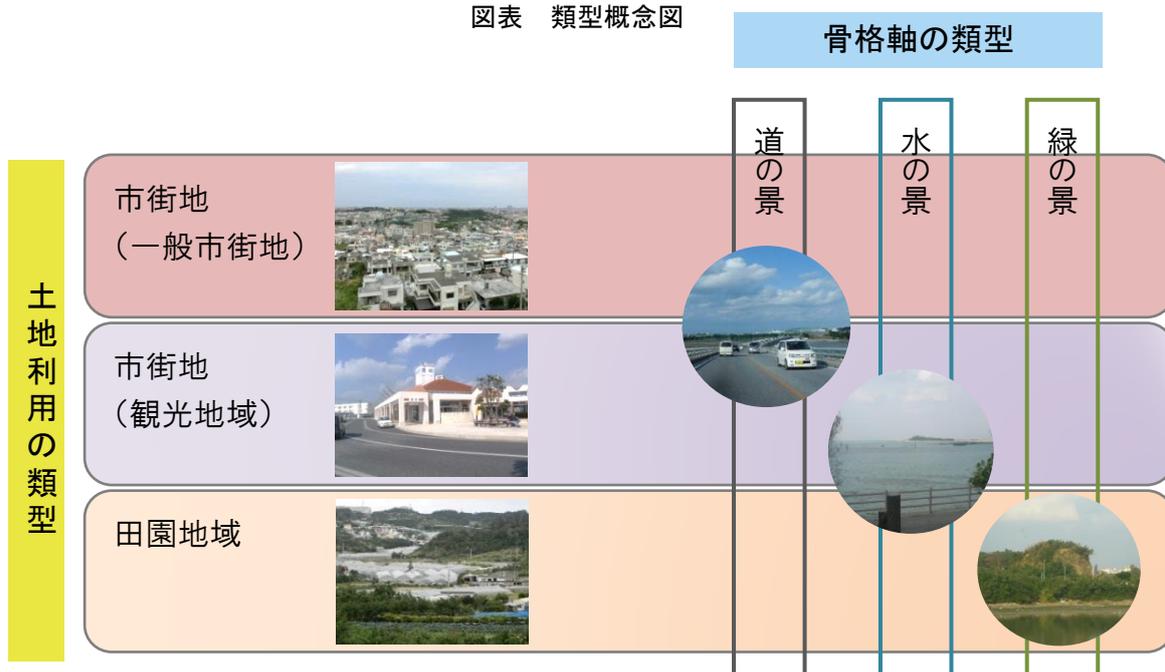
②土地利用からみた類型

本市の景観を土地利用から大きく市街地と田園地域に区分します。

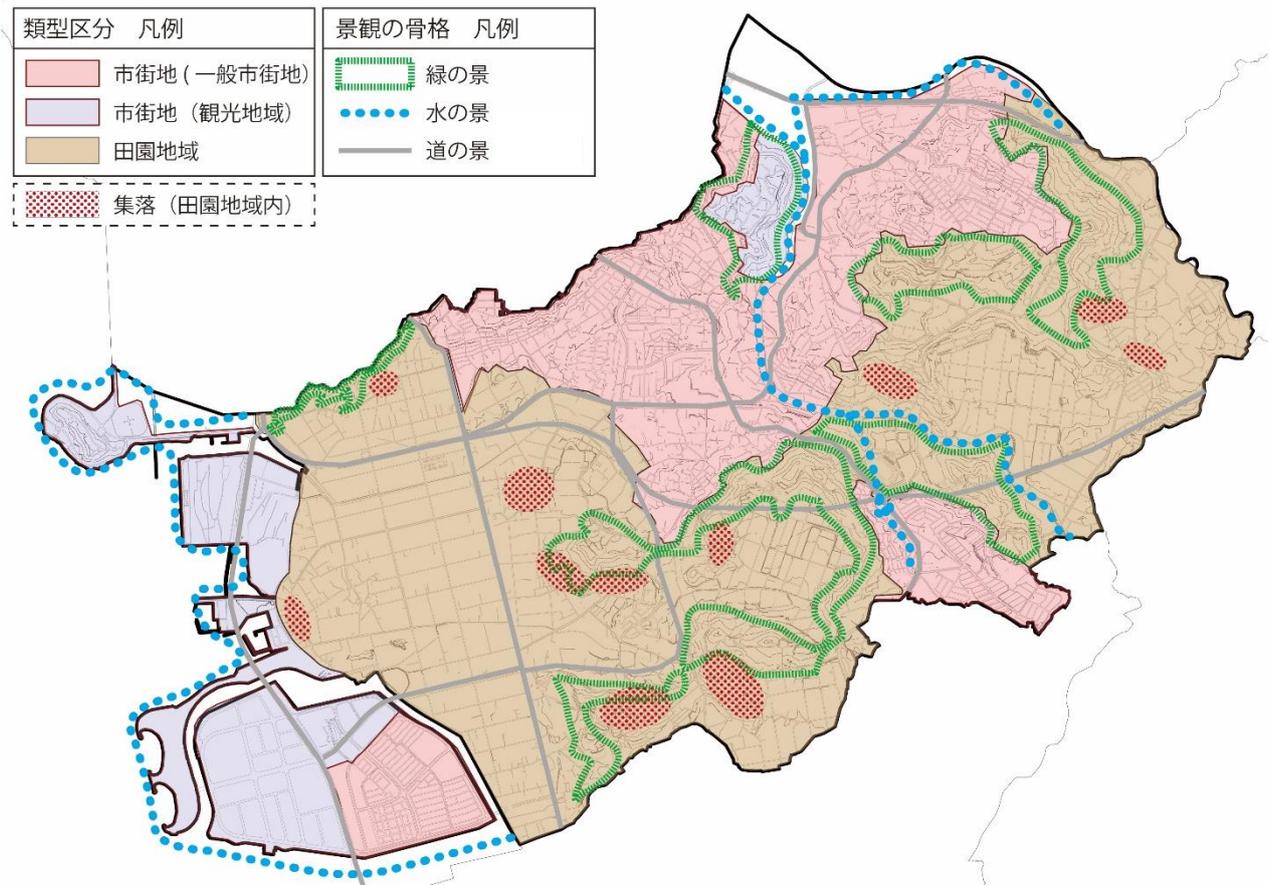
都市計画で定められた市街化区域を「市街地」とします。市街地の中でも、特に沿岸部で観光やレクリエーションに関わる施設が集積し、土地利用の転換が図られているエリアを「市街地（観光地域）」、それ以外を「市街地（一般市街地）」に細分します。

また、市街化調整区域を「田園地域」とします。田園地域は、農地が広がる農景観と伝統的な集落の集落景観が点在しているのが特徴です。

図表 類型概念図



図表 類型区分図



(2) 類型別景観形成方針

① 骨格要素の方針

ア. 緑の景

基本目標

地域のランドマークであり景観の骨格を成す豊かな緑の景観形成を目指します。

景観形成方針

- ・緑の保全と共に市民が自然の中で楽しめる施設整備及び市内を眺望する良好な視点場づくりなどの景観整備を図ります。
- ・斜面緑地の保全を図り、安全でうるおいある景観の維持を図ります。
- ・グスク等の歴史文化資源を活かした景観形成を図ります。
- ・鉄塔及び貯水タンク等は、山並みの景観を損ねない配置、形態及び色彩などに留意するなどの景観形成に努めます。



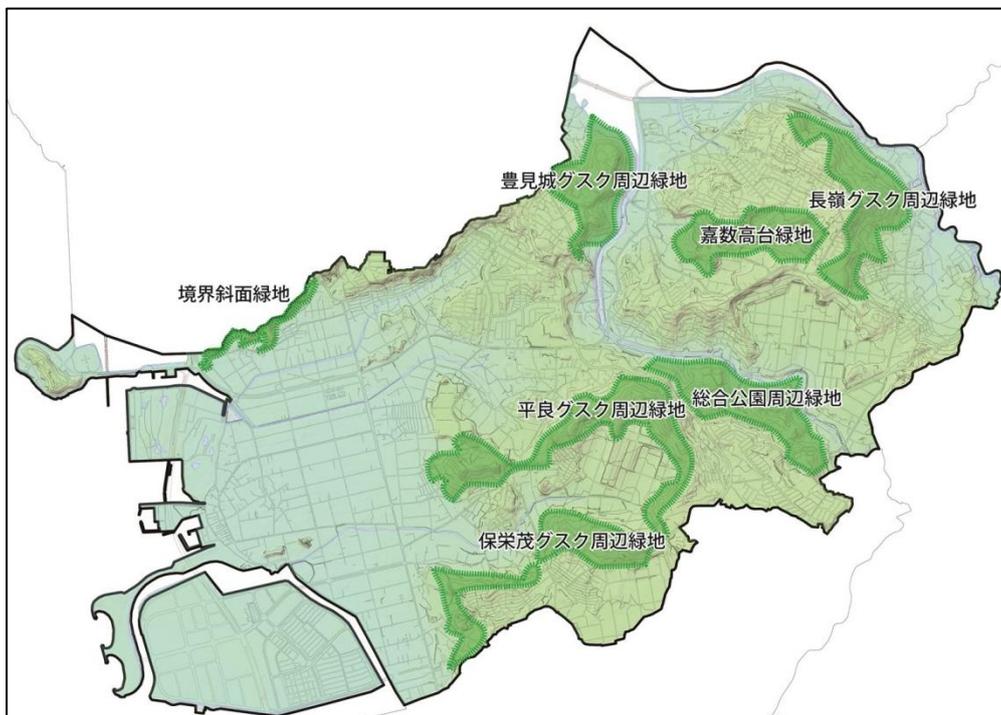
赤崎周辺



豊見城グスク



嘉数高台



座波名森



総合公園周辺



平良グスク周辺

主要空間の方針

<p>豊見城城址及び海軍壕公園一帯</p>	<p>豊見城城址跡地は、豊見城グスクがあり歴史性を感じることができ、都市圏に残された貴重な緑地を有する風光明媚な場所であることから、水と緑に囲まれた歴史的雰囲気形成を目指した景観整備を図ります。</p> <p>近接する海軍壕公園は戦跡を中心とした公園であり、落ち着いた環境が維持されています。また、歴史的にも現在も重要な眺望スポットであることから、現在整備されている展望台を視点場として活用を図ります。</p>	
<p>海軍壕～赤崎の斜面緑地</p>	<p>市の境界をなしている斜面の豊かな緑は、景観および防災の観点から保全を図ります。</p>	
<p>平良グスク・保栄茂グスクを中心とする丘陵帯</p>	<p>市内中心部の高台に位置する平良グスク及び周辺は、視認性の高い丘陵であることから、連続的な緑の帯の保全及び保栄茂グスクでは、ふさわしい景観形成に努めます。</p>	
<p>長嶺グスク及び斜面緑地</p>	<p>長嶺グスク周辺の斜面緑地の保全を図ると共にふさわしい景観形成に努めます。</p>	
<p>その他のシンボリックな緑</p>	<p>地域に点在する大木は、身近な景観資源として市民が親しみ、維持されるよう景観の保全と活用に努めます。</p>	

イ. 水の景

基本目標

市の輪郭を形成する水辺空間は、潤いと親しみが感じられる景観形成を目指します。

景観形成方針

- ・水辺空間は地域の自然と生物多様性を支える重要な場として、水辺景観の保全と活用に努めます。
- ・橋梁や水際の施設は、水辺の良好な景観を阻害しないものとするとともに、視点場としての適切な活用を図ります。



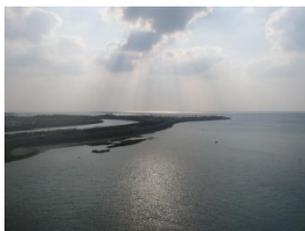
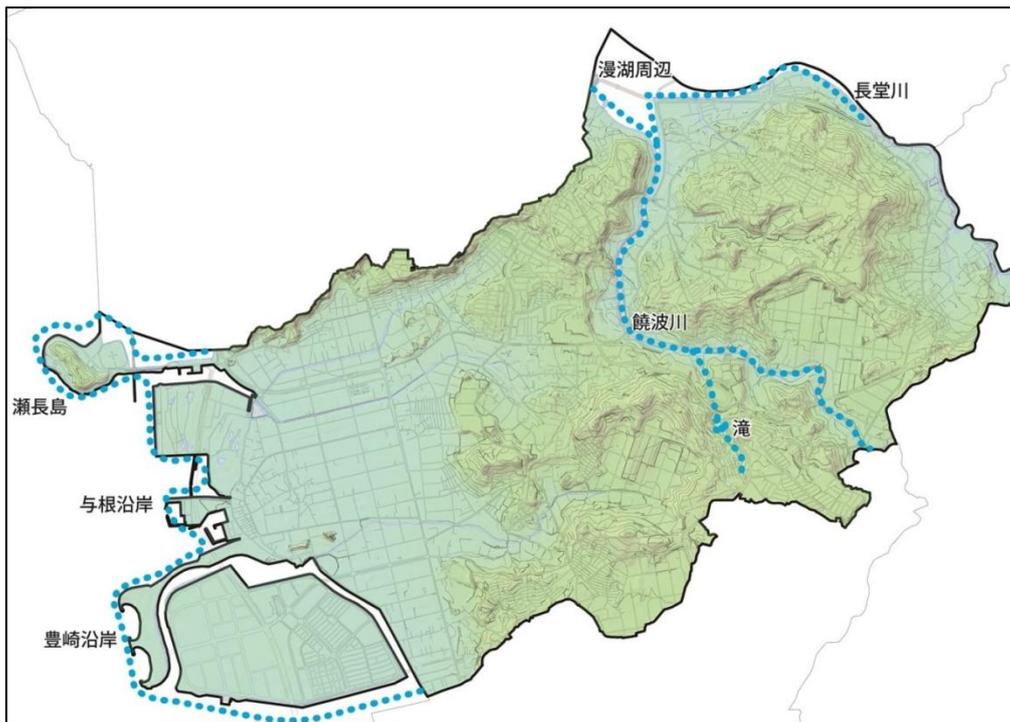
瀬長島(しおさい公園から)



瀬長島の自然海岸



漫湖



豊崎沿岸



与根漁港



饒波川

主要空間の方針	
<p>瀬長島一帯</p>	<p>瀬長島の歴史文化と慶良間諸島や航空機の離発着などの良好な景観が楽しめる特性を踏まえ、水辺景観の保全、島の環境に調和する植物を活用した緑化及び景観を損なわない人工物の規模、形態及び意匠などに配慮をした整備など、質の高い景観の形成を図ります。</p> 
<p>与根沿岸</p>	<p>公園や道路施設などの公共空間や観光レク施設では、水辺を活かした景観形成を図るとともに、水辺への視界を阻害しないよう努めます。</p> 
<p>豊崎沿岸</p>	<p>豊崎緑地を適正に維持管理し、市民や来訪者が豊崎干潟などの水辺景観を楽しめる環境の保全に努めます。</p> <p>豊崎海浜公園は、市の観光レクリエーションエリアの“顔”としてふさわしい、質の高い景観形成に努めます。</p> 
<p>漫湖沿岸</p>	<p>ラムサール条約に登録された湿地の景観について、適正な維持に努めます。</p> 
<p>饒波川</p>	<p>自然の多様性を活かしながら親水性と安全に配慮した維持管理に努めます。</p> 

ウ. 道の景

基本目標

都市の印象を高める道路景観の形成を目指します。

景観形成方針

- ・ 幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせ、緑の豊かさや海空の広がりを感じられるなどの良好な道路景観の形成に努めます。
- ・ 幹線道路が交わる主要な交差点や橋は、都市の結節点として認識される空間であり、高質な空間づくりに努めます。
- ・ 橋梁などの大規模な構造物は、周囲の景観との調和に配慮した景観形成に努めます。
- ・ 計画的開発を行うエリアの道路では、快適で沿道の賑わいを創出する景観まちづくりを図ります。
- ・ 主要な生活幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせた道路景観の形成を図ります。



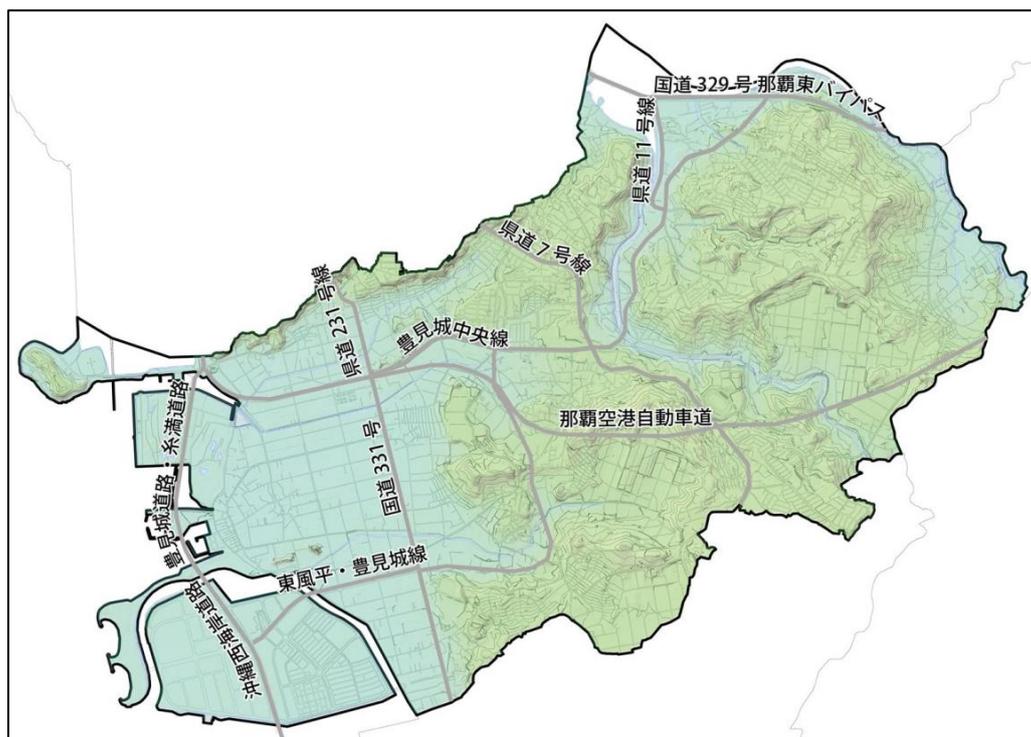
豊見城中央線



県道11号



国道329号那覇東バイパス



沖縄西海岸道路 豊見城道路・糸満道路



東風平豊見城線



県道7号

主要空間の方針

<p>市街地の幹線道路と沿線</p>	<p>宜保土地区画整理事業地に沿う豊見城中央線、県道7号線などは、街路樹や街路灯によって風格ある心地よい景観の形成に努めます。また、建物の壁面がセットバックなどによる歩道と民地が一体となったゆとりある空間の確保などのまちの個性や賑わいの創出を図ります。</p> <p>名嘉地交差点から真玉橋交差点まで拡幅整備を行っている豊見城中央線は、街路樹や街路灯の整備と共に起伏に富んだ地形により、擁壁などの造成を必要とする場合は、圧迫感を軽減や緑化など、風格ある心地よい景観の形成に努めます。</p> <p>豊崎地区から続く東風平・豊見城線沿線は、沿道空間の誘導により都市の景観の形成を図ります。</p>	
<p>郊外部の広域幹線道路と沿線</p>	<p>沖縄西海岸道路、那覇空港自動車道から一望できる海や山並み、田園などの環境を今後も維持し、景観の形成に努めます。</p> <p>那覇東バイパスは、豊見城城址跡地や漫湖、とよみ大橋などのランドマークへの眺めの維持に努めます。</p> <p>国道331号は、直線が続く線形を活かした風格ある心地よい景観の形成に努めます。</p>	
<p>主要な生活幹線道路</p>	<p>主要な生活幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせ、花緑に彩られながら安全・安心が感じられるコミュニティ道路の整備など道路景観の形成を図ります。</p>	

②土地利用類型別方針

ア. 市街地（一般市街地）

景観形成方針

- ・各地域の個性や資源を活かした緑豊かな景観の形成を目指します。

空間特性に応じた方針

<p>住宅市街地</p>	<p>良好な住環境を保つため、建築物の新築や改築等は、周囲のまちなみと調和する規模、意匠及び色彩を誘導規制するなどの景観の形成を図ります。</p> <p>民家の石垣やヒンプンの保存及び活用、屋敷内の緑化を推進し、自然と文化の調和した景観の形成を図ります。</p> <p>カーや拝所、石獅子、行事が行われる広場などの保全や整備など地域の景観まちづくりに努めます。</p>	
<p>市街地整備事業 地区計画 宅地開発</p>	<p>市街地整備事業地及び地区計画を導入している地区では、新築、建替時にも調和が保たれるようなまちなみの景観形成を図ります。また、宅地開発では、建替時にその調和が保たれるように景観形成に努めます。</p>	

イ. 市街地（観光地域）

景観形成方針

- ・美しい海などの自然環境を活かした観光に特化した景観まちづくりを目指します。

空間特性に応じた方針

<p>瀬長島一帯</p>	<p>瀬長島の歴史文化と慶良間諸島や航空機の離発着などの良好な景観が楽しめる特性を踏まえ、水辺景観の保全、島の環境に調和する植物を活用した緑化及び景観を損なわない人工物の規模、形態及び意匠などに配慮をした整備など、質の高い景観の形成を図ります。</p>	
<p>与根一帯</p>	<p>新たな都市施設やレクリエーション施設は、海への眺望景観を活かし、公共的な視点場の提供に努めるものとします。また大規模な施設は緑化を充実させ、周辺に配慮した景観形成を図ります。</p>	
<p>豊崎一帯</p>	<p>水緑豊かなオープンスペースをネットワークし、市民や多くの来訪者が散策や憩いを楽しめる空間づくりを図ります。交流施設や商業施設、観光拠点や周囲の通りはリゾート感豊かなしつらえとし、来場者を迎えるホスピタリティと賑わいを創出します。</p>	 
<p>豊見城城址一帯</p>	<p>豊見城城址跡地は、豊見城グスクがあり歴史性を感じることができ、都市圏に残された貴重な緑地を有する風光明媚な場所であることから、水と緑に囲まれた歴史的雰囲気形成を目指した景観整備を図ります。</p> <p>近接する海軍壕公園は戦跡を中心とした公園であり、落ち着いた環境が維持されています。また、歴史的にも現在も重要な眺望スポットであることから、現在整備されている展望台を視点場として活用を図ります。</p>	 

ウ. 田園地域

景観形成方針

- ・ 伝統的な集落は、御嶽やクサティ森とのつながりなどの骨格形成の歴史を踏まえ、景観資源の保全と再生を目指します。
- ・ 農地は、緑豊かな環境の保全と地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成と保全を目指します。

空間特性に応じた方針

<p>伝統的集落</p>	<p>低層の屋敷並みを基調とし、スーヅ小は屋敷林や石垣、生垣の風情を活かした緑豊かな住環境の維持など自然的、社会的条件等を踏まえた景観の形成を図ります。また、まちかどのカーヤ拝所、石獅子、馬場跡の歴史文化資源を魅力ある景観資源と捉え、地域と共に景観の形成に努めます。</p>	
<p>農地</p>	<p>広がりある農景観は、本市の景観の特色の一つであることから、クワンソウなどの緑を活用した農地の土壌流出防止、休耕期におけるヒマワリ等の植栽及び緑豊かな環境の創出と地域の自然的、社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全となるように地域と共に努めます。</p>	

図表 景観形成方針図

